平成２７年（フ）第５７号
北海道空知郡上砂川町字鶉221番地５（鶉本町南２丁目５番２号）
債務者　重栖　次夫
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
北海道芦別市西芦別町１番地　（東２条４丁目・青葉第二団地21号）
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
函館市栄町13番４号
債務者　山館　慶一
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１２号
函館市美原１丁目22番５号
債務者　若松　將弘
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２８号
函館市上野町６番25号　レーベンプラザ101
債務者　滝口まどか
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市日の出町１丁目３番33号　日の出アパート10号
債務者　大宮雄三郎
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市明野元町１丁目10番15号　ベルメゾンネオ101
債務者　佐藤　奈々
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６７号
秋田県能代市字鳳凰岱135番地２
債務者　千田真奈美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３２６号
茨城県小美玉市中台829番地１
債務者　篠崎あけみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１１号
長野県千曲市大字戸倉2403番地１
債務者　小林　茂一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１７５号
三重県鈴鹿市大池３丁目３番10号
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６３号
三重県伊賀市小田町1396番地の10
債務者　下出　史絵
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３２９号
滋賀県守山市勝部５丁目２番32―308号、前住所滋賀県栗東市綣３丁目２番15―1107号
債務者　市居　結香
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４７号
滋賀県高島市新旭町藁園1491番地、前住所滋賀県高島市新旭町安井川1634番地29
債務者　永嶌とも子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１３号
広島市西区庚午南１丁目３番５―204号　A
債務者　柳木　美和
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２０号
広島市安佐南区緑井２丁目24番10―201号
債務者　岡山　知子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３号
山口県下関市豊北町大字神田上5203番地１
債務者　岸本美知子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係